

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

交際費等の損金算入限度額と資本金

Q：当社は最低資本金を満たすため、平成8年3月に資本金を500万円から1,000万円に引き上げました。

交際費等の損金算入限度額は、資本金によって違うと聞きましたが、当社の場合の限度額はいくらになりますか。

A：500万円から1,000万円への引き上げですと、限度額はこれまで通りです。

【解説】

交際費等の損金算入限度額は、法人の期末資本金額（事業年度終了の日における資本又は出資の金額）により次のように定められています。

- (1) 期末資本金額が1,000万円以下
交際費等の額と400万円定額控除限度額のいずれか少ない額の90%相当額
- (2) 期末資本金額が1,000万円超5,000万円以下
交際費等の額と300万円定額控除限度額のいずれか少ない額の90%相当額
- (3) 期末資本金額が5,000万円超
ゼロ

(注) 400万円定額控除限度額とは、
 $400\text{万円} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$

300万円定額控除限度額とは、
 $300\text{万円} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$

をいいます。この算式での月数は暦に従って計算し、1月末満の端数があるときは1月とします。

